

# 第 108 期 定 時 株 主 総 会 そ の 他 の 電 子 提 供 措 置 事 項 ( 交 付 書 面 へ の 記 載 を 省 略 し た 事 項 )

## 【事業報告】

1. 「当行の新株予約権等に関する事項」
2. 「財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」
3. 「業務の適正を確保する体制」
4. 「特定完全子会社に関する事項」
5. 「親会社等との間の取引に関する事項」
6. 「会計参与に関する事項」
7. 「その他」

## 【計算書類】

「株主資本等変動計算書」「個別注記表」

## 【連結計算書類】

「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」

〔 2025 年 4 月 1 日から  
2026 年 3 月 31 日まで 〕

## 1. 当行の新株予約権等に関する事項

該当事項はございません。

## 2. 財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

該当事項はございません。

## 3. 業務の適正を確保する体制

当行は、会社法及び会社法施行規則に基づき、当行及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）を整備しております。

### <内部統制システムの基本方針>

#### 1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) コンプライアンスの基本方針として『名古屋銀行役職員の倫理行動規範』を定め、全役職員がこれを遵守する。コンプライアンスを取締役が率先垂範するため『名古屋銀行役員の職務規程』を別途定めることにより、取締役はこれを指針とする。また、『コンプライアンスマニュアル』を制定し、役職員はコンプライアンス研修を通じて研鑽に努める。
- (2) コンプライアンスに関する審議機関としてコンプライアンス委員会を設置するとともに、コンプライアンスに関する統括部署を内部統制部と定め、コンプライアンス体制の整備及び向上を図る。また、『コンプライアンスプログラム』を毎年策定し、コンプライアンスに関する具体的施策を実施する。
- (3) 法令違反等の疑義がある行為等を相談・通報する仕組みとしてホットラインを制定する。また、役職員が当該通報等をしたことを理由に不利益な取扱いを行ってはならない旨を規定し、遵守する。

#### 2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役会議事録をはじめ各種委員会議事録等を法令及び行内規程に基づき保管する。また、『情報管理規程』に基づき、その管理を行う。

#### 3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 『リスク管理基本方針』を制定し、各種リスクを正しく認識、把握し、かつ適切な管理を行う。また、リスクカテゴリー毎の所管部署を明確にするるとともに、リスク管理統括部署として内部統制部を設置する。
- (2) リスクについて定期的に把握・評価することにより管理の対象とするリスクを特定し、統合的なリスク管理を実施する。取締役会はリスクの種類や内容に応じたリスク全般に関する報告を所管部より受けるとともに必要な決定を行う。

#### 4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会は重要な意思決定や取締役の職務執行状況の監督を行う。取締役会は毎月1回定例開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催する。取締役会の決議により重要な業務執行の決定を常務会に委任する。取締役は『組織規程』等に定められた組織機構、業務分掌、職務権限及び責任等に基づき、業務の組織的、かつ効率的な運営を図る。

## 5. 当行及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) 名古屋銀行及び子会社（以下名古屋銀行グループという）における業務の適正を確保するため、名古屋銀行グループを一体と考え、グループ各社が法令遵守やリスク管理等の内部管理体制を適切に構築する。
- (2) 名古屋銀行グループの統括部署を経営企画部とし、子会社から業務内容の報告等を受ける体制とする。また、グループ全体の法令遵守やリスク管理については、内部統制部が統括管理する。
- (3) 内部監査部は、名古屋銀行グループの内部監査を実施する。
- (4) 名古屋銀行グループの役職員が、法令違反等の疑義がある行為等について所属会社または名古屋銀行へ相談・通報する仕組みとしてホットラインを制定する。名古屋銀行グループの役職員が当該通報等をしたことを理由に不利益な取扱いを行ってはならない旨を規定し、遵守する。

## 6. 取締役（監査等委員である取締役を除く）及び使用人による監査等委員会への報告体制等

- (1) 名古屋銀行グループの役職員は、名古屋銀行グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事項があることを発見したときは、直接またはホットライン制度の利用等により、直ちに名古屋銀行の監査等委員会や所属会社の監査役へ報告する。また、役職員が監査等委員会に報告等をしたことを理由に不利益な取扱いを行ってはならない旨を規定し、遵守する。
- (2) 常勤監査等委員は、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、常務会その他の重要な会議及び委員会に出席し、重要な書類を閲覧する。
- (3) 監査等委員会は、名古屋銀行グループの役職員に対して、必要に応じて報告を求めることができるものとする。

## 7. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制等

- (1) 代表取締役は、監査等委員会と定期的に会合をもち、意見交換を行い、監査の実効性が確保できるように努める。また監査等委員会は、会計監査人、弁護士及び内部監査部と緊密な連携を図る。
- (2) 監査等委員の職務の執行に必要と認められる費用（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る）は、当行が負担する。また、監査等委員の職務の執行に必要と認められる費用を速やかに支弁するため、一定額の予算を設ける。

## 8. 監査等委員会の職務を補助する使用人等に関する事項等

- (1) 監査等委員会事務局を設置し、専属のスタッフが、監査等委員会の職務の補助にあたる。
- (2) 専属のスタッフの人事異動、人事評価その他については、監査等委員会の意見を尊重する。
- (3) 専属のスタッフは、監査等委員会の指揮命令の下で職務を遂行する。

## 9. 反社会的勢力の排除に向けた基本的な考え方と体制等

- (1) 全国銀行協会の「行動憲章」を遵守し、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは断固として対決する。また、『名古屋銀行役職員の倫理行動規範』に反社会的勢力との関係の遮断を明記する。
- (2) 『反社会的勢力等への対応についての基本方針』、『反社会的勢力等への対応に関する規程』及び『反社会的勢力等対応マニュアル』を制定するとともに、反社会的勢力への対応を統括する部署を内部統制部と定め、営業店、本部及び外部専門機関と連携することにより、体制を整備する。

## ＜内部統制システムの運用状況の概要＞

当行は、「内部統制システムの基本方針」に基づく内部統制システムの整備について、各所管部署において検証を行い、その結果を取締役に報告することにより、内部統制システムの整備とその適切な運用に努めています。

当事業年度における内部統制システムの運用状況の概要は、次のとおりです。

### （１）コンプライアンス態勢

- ① 取締役会は当年度のコンプライアンスプログラムを定め、半期毎に進捗状況の報告を受けました。
- ② コンプライアンス委員会はコンプライアンスプログラムの進捗状況のモニタリングを実施し、コンプライアンス活動の状況および反社会的勢力等との取引遮断への取組みなどについて月次で審議を行い、取締役会に報告しました。

### （２）リスク管理体制

- ① 取締役会は当年度のリスク管理計画を定め、半期毎に進捗状況の報告を受けました。
- ② A L M委員会、オペレーショナルリスク管理委員会は、月次でリスクの分析と対策の検討を行い、取締役会に報告しました。

### （３）取締役の職務の執行が効率的に行われることの確保

- ① 定例取締役会を 12 回、臨時取締役会を 7 回開催しました。また、取締役会の委任による決定機関として設置する常務会を 54 回開催しました。
- ② 職務の執行については、「組織規程」等により組織機構、業務分掌、職務権限および責任を規定し、業務の組織的かつ効率的な運営を図りました。

### （４）当行グループにおける業務の適正の確保

- ① 取締役会は四半期毎にグループ会社の業務実績について報告を受けました。
- ② 半期毎に関連会社連絡会、連結子会社コンプライアンス担当者会議、連結子会社 A M L / C F T 会議を開催し、当行グループにおける経営課題を把握し、対応方針について討議しました。
- ③ グループ会社統括部署である経営企画部は、毎月定例報告書の提出を受け、当行グループにおける業務の適正性を確保しました。

### （５）監査等委員会の監査が実効的に行われることの確保等

- ① 代表取締役と監査等委員会は定期的会合を開催し、意見交換を行いました。
- ② 内部監査部と常勤監査等委員は連絡会を毎月開催し、また内部監査部、監査等委員会、会計監査人にて意見交換（三様監査）を 4 回実施し、緊密な連携を図りました。
- ③ 監査等委員会の職務を補助するため、監査等委員会事務局に専任スタッフを 1 名配置しております。

## 4. 特定完全子会社に関する事項

該当事項はございません。

## 5. 親会社等との間の取引に関する事項

該当事項はございません。

## 6. 会計参与に関する事項

該当事項はございません。

## 7. その他

該当事項はございません。

第108期 株主資本等変動計算書

(自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金合計
						買換資産圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金	
当期首残高	25,090	18,645	—	18,645	8,029	1,583	57,720	98,826	166,160
当期変動額									
剰余金の配当								△5,082	△5,082
当期純利益								19,979	19,979
自己株式の取得									
自己株式の処分			7	7					
買換資産圧縮積立金の取崩						△15		15	—
土地再評価差額金の取崩								138	138
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)									
当期変動額合計	—	—	7	7	—	△15	—	15,051	15,035
当期末残高	25,090	18,645	7	18,653	8,029	1,568	57,720	113,877	181,195

	株主資本		評価・換算差額等			純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	△429	209,467	47,934	3,785	51,719	261,187
当期変動額						
剰余金の配当		△5,082				△5,082
当期純利益		19,979				19,979
自己株式の取得	△10	△10				△10
自己株式の処分	51	59				59
買換資産圧縮積立金の取崩		—				—
土地再評価差額金の取崩		138				138
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)			19,858	△138	19,720	19,720
当期変動額合計	41	15,083	19,858	△138	19,720	34,804
当期末残高	△388	224,551	67,792	3,647	71,440	295,991

## 個別注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

### 重要な会計方針

#### 1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）により行っております。

#### 2. 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社・子法人等株式及び関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

#### 3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

#### 4. 固定資産の減価償却の方法

##### (1) 有形固定資産（リース資産を除く）

有形固定資産は、定率法（ただし、1998年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）並びに2016年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物 15年～50年

その他 4年～20年

##### (2) 無形固定資産

無形固定資産は、定額法により償却しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（主として5年）に基づいて償却しております。

##### (3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

#### 5. 繰延資産の処理方法

社債発行費は、支出時に全額費用として処理しております。

#### 6. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債及び海外支店勘定は、決算日の為替相場による円換算額を付しております。

## 7. 引当金の計上基準

### (1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号 2022年4月14日）に規定する各債務者区分の債権については、以下のとおりです。正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間の倒産実績を基礎とした倒産確率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。

破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を計上しております。

破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。

すべての債権は、自己査定基準に基づき、営業関連部署が一次・二次の資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

### (2) 賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

### (3) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。なお、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用： その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（12年）による定額法により損益処理

数理計算上の差異： 各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（12年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から損益処理

### (4) 睡眠預金払戻損失引当金

睡眠預金払戻損失引当金は、利益計上した睡眠預金について預金者からの払戻請求に基づく払戻損失に備えるため、過去の払戻実績に基づく将来の払戻損失見込額を計上しております。

### (5) 偶発損失引当金

偶発損失引当金は、貸出金等に係る信用保証協会の保証についての責任共有制度による将来の負担金支払に備えるため、過去の貸倒実績等を勘案して必要と認められる額を計上しております。

## 8. 収益の計上基準

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日）を適用しており、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

当行は、次の5つのステップを適用し顧客との取引に関する収益を認識しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：契約における履行義務に取引価格を配分する。

ステップ5：履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

当行の顧客との取引に関する収益は、主として約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で認識される取引サービスに係るものであり、為替業務等に係る手数料、資金取引等に係る手数料、証券業務等に係る手数料、代理業務等に係る手数料、その他銀行サービスの提供等に係る手数料等が含まれております。

## 9. ヘッジ会計の方法

### (1) 金利リスク・ヘッジ

金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第24号 2022年3月17日）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の（残存）期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。

### (2) 為替変動リスク・ヘッジ

外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第25号 2020年10月8日）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

## 10. その他計算書類作成のための基本となる重要事項

### (1) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

### (2) 消費税等の会計処理

有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しております。

## 重要な会計上の見積り

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

(貸倒引当金)

(1) 当事業年度に係る計算書類に計上した額  
貸倒引当金 16,524百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報  
連結注記表「重要な会計上の見積り（貸倒引当金）（2）識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報」に記載した内容と同一であります。

## (追加情報)

(当行と株式会社しずおかフィナンシャルグループの経営統合に関する基本合意について)

当行は、2026年3月27日開催の取締役会において、株式会社しずおかフィナンシャルグループとの間で経営統合に向け協議、検討を進めていくことについて基本合意することを決議し、両社の間で基本合意書を締結いたしました。

詳細につきましては、連結計算書類における連結注記表(追加情報)に記載の通りであります。

## 注記事項

### (貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式及び出資金の総額 7,306百万円
2. 銀行法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は貸借契約によるものに限る。）であります。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	9,344百万円
危険債権額	56,855百万円
要管理債権額	12,754百万円
三月以上延滞債権額	513百万円
貸出条件緩和債権額	12,240百万円
小計額	78,955百万円
正常債権額	4,320,257百万円
合計額	4,399,212百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権並びに貸出条件緩和債権以外のものに区分される債権であります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

3. 手形割引は、業種別委員会実務指針第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替等は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、8,623百万円であります。

4. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券	72,666百万円
貸出金	502,995百万円
その他の資産	2百万円

担保資産に対応する債務

預金	26,886百万円
借入金	330,000百万円

なお、有価証券のうち72,666百万円につきましては預金及び手形交換等の取引の共通担保として差し入れております。

上記のほか、内国為替決済等の取引の担保として、有価証券23,976百万円を差し入れております。

また、その他の資産には、保証金586百万円が含まれております。

5. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、756,312百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの（又は任意の時期に無条件で取消可能なもの）が729,768百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

6. 土地の再評価に関する法律（1998年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日

1998年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（1998年3月31日公布政令第119号）第2条第3号に定める土地課税台帳に登録されている価格（固定資産税評価額）に合理的な調整を行って算出。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用の土地の当事業年度末における時価の合計額と当該事業用の土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 2,416百万円

7. 有形固定資産の減価償却累計額 33,640百万円
8. 有形固定資産の圧縮記帳額 2,888百万円
9. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金20,000百万円が含まれております。
10. 社債は、全て実質破綻時免除特約付劣後社債です。
11. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額は55,640百万円であります。
12. 関係会社に対する金銭債権総額 36,514百万円
13. 関係会社に対する金銭債務総額 8,577百万円

(損益計算書関係)

1. 関係会社との取引による収益

資金運用取引に係る収益総額	1,093百万円
役務取引等に係る収益総額	252百万円
その他業務・その他経常取引に係る収益総額	45百万円

関係会社との取引による費用

資金調達取引に係る費用総額	5百万円
役務取引等に係る費用総額	216百万円
その他業務・その他経常取引に係る費用総額	188百万円

2. 「その他の経常費用」には、睡眠預金払戻損失引当金繰入額48百万円及び偶発損失引当金繰入額102百万円を含んでおります。

3. 関連当事者との間の取引

属性	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合 (%)	関連当事者との関係		取引の内容	取引金額 (百万円)	科目
			役員の兼 任等	事業上の 関係			
子会 社	株式会社名 古屋カード	100.00 (注1)	2人	各種ロー ンの債務 保証	貸出金の被保証	269,286	—
					保証料の支払 (注2)	215	その他 の役務 費用
					債務保証履行に伴 う代位弁済	203	—

(注1) 銀行法第2条第6項を適用し算出しています。

(注2) 株式会社名古屋カードより各種ローンの保証を受けています。

なお、保証料は、各種ローン債務者から直接保証会社に支払うほか、一部のローンについては当行より支払っており、当行が支払った金額を記載しています。

(注3) 保証条件は、ローンの商品ごとにローン利用者の信用リスク等を勘案しております。

(株主資本等変動計算書関係)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	当事業年度期首 株式数	当事業年度増加 株式数	当事業年度減少 株式数	当事業年度末 株式数	摘要
自己株式					
普通株式	62	114	7	169	(注)
合 計	62	114	7	169	

(注) 当行は 2025 年 10 月 1 日付で普通株式 1 株につき 3 株の割合で株式分割を行って  
います。

普通株式の自己株式の株式数の増加の内訳は次のとおりであります。

(株式分割前)

    単元未満株式の買取請求による増加 0 千株

(株式分割後)

    株式分割による増加 112 千株

    単元未満株式の買取請求による増加 0 千株

普通株式の自己株式の株式数の減少の内訳は次のとおりであります。

(株式分割前)

    株式報酬制度による株式の交付による減少 7 千株

(有価証券関係)

貸借対照表の「国債」「地方債」「社債」「株式」「その他の証券」が含まれておりま  
す。

1. 売買目的有価証券 (2026年3月31日現在)

該当事項はありません。

2. 満期保有目的の債券 (2026年3月31日現在)

	種類	貸借対照表計 上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が貸借対照 表計上額を超え るもの	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	社債	—	—	—
	その他	—	—	—
	小計	—	—	—
時価が貸借対照 表計上額を超え ないもの	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	社債	—	—	—
	その他	120,000	110,658	△9,341
	小計	120,000	110,658	△9,341
合計		120,000	110,658	△9,341

3. 子会社・子法人等株式等及び関連法人等株式等 (2026年3月31日現在)

	貸借対照表計上 額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
子会社・子法人等株式等	—	—	—
関連法人等株式等	—	—	—
合計	—	—	—

(注) 上表に含まれない市場価格のない株式等の貸借対照表計上額

	貸借対照表計上額 (百万円)
子会社・子法人等株式等	7,235
関連法人等株式等	70

4. その他有価証券（2026年3月31日現在）

	種類	貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	141,988	28,681	113,306
	債券	—	—	—
	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	社債	—	—	—
	その他	134,369	126,724	7,644
	小計	276,357	155,406	120,950
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	240	287	△46
	債券	558,403	582,430	△24,026
	国債	286,745	300,078	△13,332
	地方債	109,310	113,801	△4,490
	社債	162,348	168,551	△6,203
	その他	48,868	49,697	△829
	小計	607,512	632,415	△24,903
合計		883,869	787,821	96,047

(注) 上表に含まれない市場価格のない株式等及び組合出資金の貸借対照表計上額

	貸借対照表計上額 (百万円)
非上場株式	1,832
組合出資金	38,220

組合出資金については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 令和3年6月17日）第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

5. 当事業年度中に売却した満期保有目的の債券（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

該当事項はありません。

6. 当事業年度中に売却したその他有価証券（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株式	12,461	7,991	0
債券	136,847	28	10,562
国債	50,985	28	5,401
地方債	25,655	—	1,416
社債	60,206	—	3,744
その他	19,033	472	235
合計	168,343	8,492	10,798

7. 保有目的を変更した有価証券

該当事項はありません。

## 8. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（市場価格のない株式等及び組合出資金を除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当事業年度の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。

当事業年度においては減損処理を行っておりません。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、時価が取得原価に比べて30%以上下落したものとしております。

減損処理にあたり、事業年度末日における時価の取得原価に対する下落率が50%以上の銘柄について、一律減損処理しております。

下落率が30%以上50%未満の銘柄については、回復可能性を検討し、時価の下落が一時的で、概ね1年以内に取得原価に近い水準まで時価が回復することを合理的な根拠をもって予測できる場合を除き、すべて減損処理しております。

### （金銭の信託関係）

#### 1. 運用目的の金銭の信託（2026年3月31日現在）

該当事項はありません。

#### 2. 満期保有目的の金銭の信託（2026年3月31日現在）

該当事項はありません。

#### 3. その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）（2026年3月31日現在）

該当事項はありません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ次のとおりであります。

繰延税金資産		
貸倒引当金損金算入限度超過額	4,840	百万円
退職給付引当金損金算入限度超過額	△1,047	
固定資産減価償却損金算入限度超過額	795	
賞与引当金	324	
睡眠預金払戻損失引当金	18	
偶発損失引当金	444	
未払事業税	331	
株式等償却	1,870	
その他	1,407	
繰延税金資産小計	8,985	
評価性引当額	△2,973	
繰延税金資産合計	6,012	
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	△29,999	
退職給付信託設定益	△2,289	
固定資産圧縮積立額	△721	
繰延税金負債合計	△33,009	
繰延税金資産(負債)の純額	△26,997	百万円

(1株当たり情報)

1株当たりの純資産額6,016円45銭

1株当たりの当期純利益金額406円15銭

潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額は、潜在株式が存在しないため記載していません。

(注) 当行は、2025年9月30日を基準日、10月1日を効力発生日として、普通株式1株につき3株の割合で株式分割を実施しております。

1株当たりの純資産額、1株当たりの当期純利益金額につきましては、当該株式分割が当事業年度の期首に行われたものと仮定して算定しております。

第108期 連結株主資本等変動計算書

(自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	25,090	21,241	173,486	△429	219,389
当期変動額					
剰余金の配当			△5,082		△5,082
親会社株主に帰属する当期純利益			20,269		20,269
自己株式の取得				△10	△10
自己株式の処分		7		51	59
土地再評価差額金の取崩			138		138
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	—	7	15,325	41	15,373
当期末残高	25,090	21,249	188,811	△388	234,763

	その他の包括利益累計額				純資産合計
	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計	
当期首残高	47,959	3,785	5,396	57,141	276,531
当期変動額					
剰余金の配当					△5,082
親会社株主に帰属する当期純利益					20,269
自己株式の取得					△10
自己株式の処分					59
土地再評価差額金の取崩					138
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	19,867	△138	2,257	21,986	21,986
当期変動額合計	19,867	△138	2,257	21,986	37,359
当期末残高	67,826	3,647	7,653	79,127	313,890

## 連結注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

### 連結計算書類の作成方針

#### (1) 連結の範囲に関する事項

##### ① 連結される子会社及び子法人等 6社

子会社

株式会社 名古屋リース

株式会社 名古屋カード

株式会社 名古屋エム・シーカード

名古屋ビジネスサービス 株式会社

株式会社 名古屋キャピタルパートナーズ

株式会社 ナイス

子会社、子法人等及び関連法人等の定義は、銀行法第2条第8項及び銀行法施行令第4条の2に基づいております。

##### ② 非連結の子会社及び子法人等 6社

めいぎん経営承継投資事業有限責任組合

めいぎんベンチャー1号投資事業有限責任組合

めいぎん事業再生1号投資事業有限責任組合

めいぎん地域活性化1号投資事業有限責任組合

めいぎんベンチャー2号投資事業有限責任組合

めいぎん経営承継2号投資事業有限責任組合

非連結の子会社及び子法人等は、その資産、経常収益、当期純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及びその他の包括利益累計額（持分に見合う額）等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。

##### ③ 他の会社等の議決権の過半数を自己の計算において所有しているにもかかわらず

子会社としなかった当該他の会社等の名称 17社

TYホールディングス株式会社

株式会社トーヨー

FAパートナー株式会社

小島機鋼株式会社

A I H O L D I N G S 株式会社

株式会社愛豊精機製作所

NSホールディングス株式会社

三河鑛産株式会社

CNホールディングス株式会社

株式会社中央情報システムズ

NSKホールディングス株式会社

株式会社NSK

Electric Group株式会社

株式会社セイケン

Electric Group 2株式会社

株式会社光電工

株式会社名古屋リンクス

投資事業等を営む非連結子会社が、投資育成目的のため出資したものであり、傘下に入れる目的ではないことから、子会社として取扱っておりません。

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法適用の非連結の子会社及び子法人等 ー社

② 持分法適用の関連法人等 ー社

③ 持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等 6社

めいぎん経営承継投資事業有限責任組合

めいぎんベンチャー1号投資事業有限責任組合

めいぎん事業再生1号投資事業有限責任組合

めいぎん地域活性化1号投資事業有限責任組合

めいぎんベンチャー2号投資事業有限責任組合

めいぎん経営承継2号投資事業有限責任組合

④ 持分法非適用の関連法人等 1社

静岡・名古屋アライアンス投資事業有限責任組合

持分法非適用の非連結の子会社及び子法人、関連法人等は、当期純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及びその他の包括利益累計額（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。

(3) 連結される子会社及び子法人等の事業年度等に関する事項

連結される子会社及び子法人等の決算日は次のとおりであります。

3月末日 6社

(4) 開示対象特別目的会社に関する事項

該当事項はありません。

## 会計方針に関する事項

### (1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）により行っております。

### (2) 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、持分法非適用の非連結子会社・子法人等株式及び持分法非適用の関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

### (3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

### (4) 固定資産の減価償却の方法

#### ① 有形固定資産

当行の有形固定資産は、定率法（ただし、1998年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）並びに2016年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物 15年～50年

その他 4年～20年

連結される子会社及び子法人等の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定額法により償却しております。

#### ② 無形固定資産

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行並びに連結される子会社及び子法人等で定める利用可能期間（主として5年）に基づいて償却しております。

(5) 貸倒引当金の計上基準

当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」(日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号 2022年4月14日)に規定する各債務者区分の債権については、以下のとおりです。正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間の倒産実績を基礎とした倒産確率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。

破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を計上しております。

破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。

すべての債権は、自己査定基準に基づき、営業関連部署が一次・二次の資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

連結される子会社及び子法人等の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ計上しております。

(6) 賞与引当金の計上基準

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。

(7) 役員賞与引当金の計上基準

役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。

(8) 役員退職慰労引当金の計上基準

連結される子会社及び子法人等の役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員退職慰労金の内規に基づく当連結会計年度末支給見込額を計上しております。

(9) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準

睡眠預金払戻損失引当金は、利益計上した睡眠預金について預金者からの払戻請求に基づく払戻損失に備えるため、過去の払戻実績に基づく将来の払戻損失見込額を計上しております。

(10) 偶発損失引当金の計上基準

偶発損失引当金は、貸出金等に係る信用保証協会の保証についての責任共有制度による将来の負担金支払に備えるため、過去の貸倒実績等を勘案して必要と認められる額を計上しております。

(11) 利息返還損失引当金の計上基準

利息返還損失引当金は、連結される子会社及び子法人等が利息制限法の上限金利を超過する貸付金利息の返還請求に備えるため、過去の返還状況等を勘案し、返還見込額を合理的に見積計上しております。

(12) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。また、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用： その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（12年）による定額法により損益処理

数理計算上の差異： 各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（12年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌連結会計年度から損益処理

なお、連結される子会社及び子法人等は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る当連結会計年度末の自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(13) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

当行の外貨建資産・負債及び海外支店勘定は、連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

連結される子会社及び子法人等の外貨建資産・負債については、それぞれの決算日等の為替相場により換算しております。

(14) 重要な収益及び費用の計上基準

①ファイナンス・リース取引に係る収益及び費用の計上基準

リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法によっております。

②顧客との取引に係る収益の計上方法

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第 29 号 2020 年 3 月 31 日）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第 30 号 2021 年 3 月 26 日）を適用しており、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

当行及び連結子会社は、次の 5 つのステップを適用し顧客との取引に関する収益を認識しております。

ステップ 1：顧客との契約を識別する。

ステップ 2：契約における履行義務を識別する。

ステップ 3：取引価格を算定する。

ステップ 4：契約における履行義務に取引価格を配分する。

ステップ 5：履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

当行及び連結子会社の顧客との取引に関する収益は、主として約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で認識される取引サービスに係るものであり、為替業務等に係る手数料、資金取引等に係る手数料、証券業務等に係る手数料、代理業務等に係る手数料、その他銀行サービスの提供等に係る手数料等が含まれます。

## (15) 重要なヘッジ会計の方法

### ①金利リスク・ヘッジ

当行の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第24号 2022年3月17日)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の(残存)期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。

### ②為替変動リスク・ヘッジ

当行の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第25号 2020年10月8日)に規定する繰延ヘッジによっております。

ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

## 重要な会計上の見積り

会計上の見積りにより当連結会計年度に係る連結計算書類にその額を計上した項目であって、翌連結会計年度に係る連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

(貸倒引当金)

### (1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した額

	当連結会計年度 (2026年3月31日)
貸倒引当金	17,863 百万円

### (2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

#### ①算出方法

貸倒引当金の算出方法は、会計方針に関する事項「(5) 貸倒引当金の計上基準」に記載しております。

#### ②主要な仮定

・物価上昇の影響拡大により、債務者の業績や資金繰りの悪化等、個別の債務者に関連して発生することが予想される損失については、入手可能な直近の情報に基づき、債務者区分に反映させております。

・債務者の決算情報に基づく定量的な情報に加え、債務者の将来の業績見通しに基づいて作成された経営改善計画、現時点及び将来の債務者が属する業種の成長性、業界内における債務者の地位等、債務者の決算情報に表れない定性的な要素

を債務者区分に反映させております。

### ③ 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

見積りの算出に用いた主な仮定には、以下の不確実性があります。

- ・ 物価上昇の影響拡大により、当初仮定した債務者の業績や資金繰り等がさらに悪化した場合、債務者区分が下方遷移する可能性があります。
- ・ 債務者の属する業種の成長性が想定よりも停滞している等、当初想定した定性的な要素の仮定が現実と乖離した場合、債務者区分が下方遷移する可能性があります。

これらの不確実性により、貸倒引当金の計上額が多額になる可能性があります。

## 未適用の会計基準等

(リースに関する会計基準)

- ・ リースに関する会計基準 (企業会計基準第34号 2024年9月13日 企業会計基準委員会)
- ・ リースに関する会計基準の適用指針 (企業会計基準適用指針第33号 2024年9月13日 企業会計基準委員会) 等

### (1) 概要

企業会計基準委員会において、日本基準を国際的に整合性のあるものとする取組みの一環として、借手の全てのリースについて資産及び負債を認識するリースに関する会計基準の開発に向けて、国際的な会計基準を踏まえた検討が行われ、基本的な方針として、IFRS 第16号の単一の会計処理モデルを基礎とするものの、IFRS 第16号の全ての定めを採り入れるのではなく、主要な定めのみを採り入れることにより、簡素で利便性が高く、かつ、IFRS 第16号の定めを個別財務諸表に用いても、基本的に修正が不要となることを目指したリース会計基準等が公表されました。

借手の会計処理として、借手のリースの費用配分の方法については、IFRS 第16号と同様に、リースがファイナンス・リースであるかオペレーティング・リースであるかにかかわらず、全てのリースについて使用権資産に係る減価償却費及びリース負債に係る利息相当額を計上する単一の会計処理モデルが適用されます。

### (2) 適用予定日

2028年3月期の期首より適用予定であります。

### (3) 当該会計基準等の適用による影響

「リースに関する会計基準」等の適用による連結計算書類に与える影響額については、現時点で評価中であります。

(追加情報)

(当行と株式会社しずおかフィナンシャルグループの経営統合に関する基本合意について)

当行は、2026年3月27日開催の取締役会において、株式会社しずおかフィナンシャルグループ（以下「しずおかFG」といい、当行としずおかFGを併せ、以下「両社」といいます。）との間で経営統合（以下「本経営統合」といいます。）に向け協議、検討を進めていくことについて基本合意することを決議し、両社の間で基本合意書を締結いたしました。

#### 1. 本経営統合の理念と目的

本経営統合は、両社が広域連携を進めるとともに、お客さまの課題解決に向けた各種ソリューション営業を提供する機能強化により地域金融力を高めることで、経営の規模と質の両面において地方銀行トップクラスの金融グループへの発展を目指すものです。

##### (1) 経営統合後の金融グループ体制による企業価値の向上

- ・経営統合後の金融グループ（以下、「新FG」といいます。）は、持株会社（以下、「新FG持株会社」といいます。）のもとで2バンク体制（当行、株式会社静岡銀行（以下「静岡銀行」））とします。
- ・アライアンスで築いてきた相互理解、相互尊重に基づく対等の精神のもと、両社が培ってきた地域、お客さまとの信頼関係を発展させ、持株会社体制による内部統制のもとで、「自立（自律）と連携」を重視した事業運営を行ってまいります。
- ・ガバナンス（監督と執行の分離）という視点から、新FG持株会社が引き続き監督の役割を担い、当行および静岡銀行をはじめとするグループ各社における経営戦略の推進、経営資源の適切な配分を実現することで、持続的な企業価値向上を目指します。

##### (2) 地域金融機関としての地域・お客さまへの貢献

- ・しずおかFGにおける各種ソリューション営業を提供するグループ会社機能と、当行が有する愛知県内の強固な営業基盤・顧客基盤を融合させるなど両社の知見・強みを相互に活用し、地域、お客さまとの共成長を実現するとともに、地域産業の高度化および競争力強化に貢献してまいります。
- ・これにより、地域産業の育成を通じて両社の営業エリアから世界で活躍する企業の創出を後押しし、地域経済の発展に寄与してまいります。

##### (3) 人的資本経営の進化

- ・事業規模および事業領域の拡大に伴い、人財に関しても求められる専門性を、一層高度化、多様化する必要があると認識しております。新FGでは、キャリア形成機会の拡充や成長支援体制の強化を通じて、役職員一人ひとりが能力を最大限に発揮できる環境を整備します。
- ・役職員が将来にわたり誇りを持ち、安心して働くことができる企業グループの実現を目指すとともに、多様な人財が活躍できる組織基盤の構築を推進してまいります。

## 2. 本経営統合の形態

両社は、本経営統合の形態として、必要な株主総会の承認および関係当局の許認可等を得ることを前提に、2028年4月1日を目処に、しずおかFGを完全親会社、当行を完全子会社とする株式交換を行うことを協議・検討してまいります。当行は、株式交換によりしずおかFGの完全子会社となりますので、当行の株式は、株式交換の効力発生日に先立ち、東京証券取引所および名古屋証券取引所を上場廃止となる予定です。なお、本経営統合の形態については、今後両社で継続的な協議・検討を進める過程で変更する可能性があります。

## 3. 株式交換比率

本経営統合における株式交換に係る株式交換比率は、今後実施するデューディリジェンスの結果や第三者算定機関による株価算定の結果等を踏まえて、本経営統合に関する最終契約締結までに決定いたします。

## 4. 統合準備委員会の設置

両社は、しずおかFG取締役社長および当行取締役頭取を共同委員長とする統合準備委員会を設置し、本経営統合に関する協議を集中的に行ってまいります。

## 5. 今後のスケジュール

2027年3月（予定） 本経営統合に関する最終契約および株式交換契約の締結

2027年12月（予定） 当行臨時株主総会

2028年4月1日（予定） 株式交換効力発生日

（注1）本経営統合は、しずおかFGにおいては、会社法第796条第2項の規定に基づく簡易株式交換の手続きにより、本経営統合に係る株式交換契約について株主総会による承認を受けないで行われる予定ですが、今後協議によって決定される株式交換比率によっては簡易株式交換に該当しない可能性もあります。しずおかFGの株主総会による承認の要否については最終契約の締結までに確認いたします。

（注2）上記は現時点における予定であり、両社の今後の協議等によって変更になる場合がございます。また、本経営統合の実行にあたっては、必要となる関係当局の許認可（Form F-4による登録届出書の米国証券取引委員会（以下「SEC」といいます。）への提出および効力発生を含みます。）が得られることを前提としていますが、当該許認可の取得状況等によって、本経営統合の日程が遅延する事由が生じた場合には、速やかに公表いたします。

6. 両社の概要（2025年12月末時点）

名称	株式会社名古屋銀行	株式会社しずおかフィナンシャルグループ
本店所在地	名古屋市中区錦三丁目19番17号	静岡市葵区呉服町一丁目10番地
代表者の役職・氏名	取締役頭取 藤原 一朗	取締役社長 柴田 久
事業内容	銀行業	銀行および銀行法により子会社とすることのできる会社の経営管理ならびにこれに付帯関連する一切の業務。銀行法により銀行持株会社が営むことができる業務
資本金	25,090百万円	90,000百万円
設立年月日	1949年2月24日	2022年10月3日
発行済株式総数	普通株式 49,366千株	普通株式 580,129千株
決算期	3月31日	3月31日
総資産（連結）	6,235,491百万円	15,878,358百万円
純資産（連結）	310,800百万円	1,247,744百万円
預金残高（連結）	5,384,984百万円	12,101,303百万円
貸出金残高（連結）	4,180,626百万円	11,064,778百万円
従業員数（連結） （2026年3月31日時点）	1,926人	4,226人

7. その他

本経営統合が実施される場合、当行の株主に対し、しずおかFGの株式が交付されることとなります。1933年米国証券法に基づき、本経営統合について、しずおかFGがForm F-4登録届出書をSECに提出することが予定されています。

## 注記事項

### (連結貸借対照表関係)

1. 関係会社の出資金の総額 3,287百万円
2. 銀行法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、連結貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。）であります。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	9,396百万円
危険債権額	57,007百万円
要管理債権額	13,495百万円
三月以上延滞債権額	513百万円
貸出条件緩和債権額	12,981百万円
小計額	79,898百万円
正常債権額	4,299,139百万円
合計額	4,379,038百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権並びに貸出条件緩和債権以外のものに区分される債権であります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

3. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第24号 2022年3月17日。以下「業種別委員会実務指針第24号」という。）に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替等は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、8,623百万円であります。

4. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券	72,666百万円
貸出金	502,995百万円
その他資産	2百万円

担保資産に対応する債務

預金	26,886百万円
借入金	330,000百万円

なお、有価証券のうち72,666百万円につきましては預金及び手形交換等の取引の共通担保として差し入れております。

上記のほか、内国為替決済等の取引の担保として、有価証券23,976百万円を差し入れております。

また、その他資産には、金融商品等差入担保金3,290百万円及び保証金590百万円が含まれております。

5. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、754,797百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの（又は任意の時期に無条件で取消可能なもの）が728,252百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行並びに連結される子会社及び子法人等の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行並びに連結される子会社及び子法人等が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内（社内）手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

6. 土地の再評価に関する法律（1998年3月31日公布法律第34号）に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日

1998年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（1998年3月31日公布政令第119号）第2条第3号に定める土地課税台帳に登録されている価格（固定資産税評価額）に合理的な調整を行って算出。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用の土地の当連結会計年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 2,416百万円

7. 有形固定資産の減価償却累計額 34,981百万円
8. 有形固定資産の圧縮記帳額 2,888百万円
9. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金20,000百万円が含まれております。
10. 社債は、すべて実質破綻時免除特約付劣後社債です。
11. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額は 55,640百万円であります。

(連結損益計算書関係)

1. 「その他の経常収益」には、株式等売却益8,504百万円を含んでおります。
2. 「営業経費」には、給料・手当15,942百万円を含んでおります。
3. 「その他の経常費用」には、貸出金償却2百万円、株式等売却損13百万円、睡眠預金払戻損失引当金繰入額48百万円及び偶発損失引当金繰入額102百万円を含んでおります。

(連結株主資本等変動計算書関係)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	当連結会計年 度期首株式数	当連結会計年 度増加株式数	当連結会計年 度減少株式数	当連結会計年 度末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	16,455	32,910	-	49,366	(注1)
合 計	16,455	32,910	-	49,366	
自己株式					
普通株式	62	114	7	169	(注2)
合 計	62	114	7	169	

(注1) 当行は2025年10月1日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っております。普通株式の発行済株式数の増加32,910千株は、株式分割によるものであります。

(注2) 普通株式の自己株式の株式数の増加の内訳は次のとおりであります。

(株式分割前)

  単元未満株式の買取請求による増加 0千株

(株式分割後)

  株式分割による増加 112千株

  単元未満株式の買取請求による増加 0千株

普通株式の自己株式の株式数の減少の内訳は次のとおりであります。

(株式分割前)

  株式報酬制度による株式の交付による減少 7千株

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

### 3. 配当に関する事項

#### (1) 当連結会計年度中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の 総額	1株当 り配当額	基準日	効力発生日
2025年6月27日 定時株主総会	普通株式	2,622百万円	160円	2025年3月31日	2025年6月30日
2025年11月14日 取締役会	普通株式	2,459百万円	150円	2025年9月30日	2025年12月11日
合計		5,082百万円			

(注) 当行は、2025年10月1日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っております。上記の1株当たり配当額につきましては、当該株式分割前の実際の配当金の額を記載しております。

#### (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総 額	配当の原資	1株当 り配当額	基準日	効力発生日
2026年6月26日 定時株主総会	普通株式	5,903百万円	その他利益 剰余金	120円	2026年3月31日	2026年6月29日

なお、上記については、2026年6月26日開催の定時株主総会の議案として上程する予定であります。

## (金融商品関係)

### 1. 金融商品の状況に関する事項

#### (1) 金融商品に対する取組方針

当行グループは、預金業務、融資業務及び市場運用業務を行っております。

主として金利変動を伴う金融資産及び金融負債を有しているため、金利変動による不利な影響が生じないように、当行では、資産及び負債の総合的管理（ALM）を実施しております。その一環として、デリバティブ取引も行っております。

#### (2) 金融商品の内容及びそのリスク

当行グループが保有する金融資産は、主として国内の取引先及び個人に対する貸出金及び有価証券であります。

貸出金は、顧客の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されております。経済環境等の状況の変化により、契約条件に従った債務履行がなされない可能性があります。

有価証券は、主に株式、債券、投資信託であり、満期保有目的、純投資目的及び事業推進目的で保有しております。これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。

また、外貨建有価証券については、外貨預金及び市場調達による外貨調達に見合った額で外貨建の債券を購入しており、為替リスクを回避しております。

一方、金融負債は、主としてお客さまからの預金であり、流動性リスクに晒されております。

なお、貸出金等の資産と預金等の負債には、金利又は期間のミスマッチが存在しており、金利の変動リスクに晒されております。

デリバティブ取引には、金利スワップ取引、先物為替予約取引等があります。当行グループは、ALMの一環として、預金・貸出金に関わる金利の変動リスクを回避するため、また、お客さまの為替変動リスク回避のニーズに対応するためのヘッジ手段としてデリバティブ取引を利用しております。ヘッジ会計による具体的な会計処理に関しては、当該ヘッジ取引が、相場変動を相殺するもの、キャッシュ・フローを固定するものについての区別、事前テスト及び事後テストについて明確に定めた上で実施しております。なお、ヘッジ会計の要件を満たしていない取引は、為替及び金利の変動リスクに晒されております。

#### (3) 金融商品に係るリスク管理体制

##### ①信用リスクの管理

当行グループは、与信業務運営に関する基本的な考え方等を定めた「クレジットポリシー」及び信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、内部格付、保証や担保の設定、問題債権への対応など与信管理に関する体制を整備し運営しております。これらの与信管理は、各営業部店のほか事業支援部により行われ、また、定期的に経営陣による常務会や取締役会を開催し、審議・報告を行っております。

有価証券の発行体の信用リスク及びデリバティブ取引のカウンターパーティーリスクに関しては金融投資部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理

しております。

## ②市場リスクの管理

### (イ) 金利リスクの管理

当行グループは、金利の変動リスクについて総合的に把握・管理し、適切なALMを遂行する目的で、ALM委員会を設置しております。ALM委員会規約では、リスク管理方法や手続き等を定めるとともに、取締役会において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っております。日常的には内部統制部において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感応度分析などによりモニタリングを行い、月次ベースでALM委員会及び取締役会に報告しております。

### (ロ) 為替リスクの管理

当行グループは、為替の変動リスクに関して、個別の案件ごとに管理するとともに、対顧客取引における為替変動リスクを回避するため先物為替予約取引を行っております。

### (ハ) 価格変動リスクの管理

有価証券を含む投資商品の保有については、常務会での有価証券運用計画に基づき、取締役会の監督の下、市場リスク管理規程に従い行われております。このうち、金融投資部では、外部からの投資商品の購入も行っており、事前審査、投資限度額の設定のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。また、経営企画部が主管している株式の多くは、事業推進目的で保有しているものであり、取引先の市場環境や財務状況などをモニタリングしております。これらの情報は、常務会において定期的に報告されております。

### (ニ) デリバティブ取引

デリバティブ取引に関しては、取引の執行及び事務管理、ヘッジ有効性の評価に関する部門をそれぞれ分離し内部牽制を確立させております。

### (ホ) 市場リスクに係る定量的情報

#### (i) トレーディング目的の金融商品

当行グループにおいて、「商品有価証券」のうちの売買目的有価証券として保有している金利関連に関するVaRの算定にあたっては、ヒストリカル・シミュレーション法（保有期間 120 営業日・信頼区間 99%、観測期間 1,200 営業日）を採用しております。

2026年3月31日現在で当行グループのトレーディング業務の市場リスク量（損失額の推計値）は一百万円です。

#### (ii) トレーディング目的以外の金融商品

当行グループにおいて、主要なリスク変数である市場リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「貸出金」、「有価証券」の債券・株式・投資信託、「銀行業における預金」であります。これらの金融資産及び金融負債についてのVaRの算定にあたっては、ヒストリカル・シミュレーション法（保有期間 120 営業日・信頼区間 99%、観測期間 1,200 営業日）を採用しております。

2026年3月31日（当期の連結決算日）現在で当行のバンキング業務の市場リスク量（損失額の推計値 V a R）は、以下のとおりです。

	市場リスク量（V a R）
純投資有価証券（* 1）	27,927 百万円
政策株式	7,746 百万円
預貸金等（* 2）	34,784 百万円

（\* 1）純投資有価証券：円貨債・外貨債・純投資株式・投資信託

（\* 2）預貸金等：預金・譲渡性預金・貸出金・コールローン・預け金・社債・債券貸借取引受入担保金・借入金・コールマネー

（iii）市場リスクに係る定量的情報に関する事項についての補足説明

当行グループでは、計測システムが算出する V a R と実際の損益を比較するバックテストを実施して、使用する計測モデルの有効性を検証しております。

なお、V a R は過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。

③資金調達に係る流動性リスクの管理

当行グループは、安定した資金繰りを最優先に考え、適時に資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。

（4）金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

2026年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等及び組合出資金は、次表には含めておりません（注1）参照）。また、現金は注記を省略しており、預け金、コールローン、コールマネー、債券貸借取引受入担保金は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 有価証券			
満期保有目的の債券	120,000	110,658	△9,341
その他有価証券（*1）	883,981	883,981	—
(2) 貸出金	4,310,294		
貸倒引当金（*2）	△16,973		
	4,293,321	4,222,744	△70,576
資産計	5,297,303	5,217,384	△79,918
(1) 預金	5,381,207	5,382,175	967
(2) 譲渡性預金	86,500	86,556	56
(3) 借入金	367,216	366,989	△227
(4) 社債	10,000	9,741	△258
負債計	5,844,924	5,845,462	537
デリバティブ取引（*3）			
ヘッジ会計が適用されていないもの	(3,213)	(3,213)	—
ヘッジ会計が適用されているもの	—	—	—
デリバティブ取引計	(3,213)	(3,213)	—

（\*1）その他有価証券には、「時価の算定に関する会計基準の適用指針（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日）第24-9項の基準価額を時価とみなす取扱いを適用した投資信託が含まれております。

（\*2）貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

（\*3）デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、（ ）で表示しております。

(注1) 市場価格のない株式等及び組合出資金の連結貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「その他有価証券」には含まれておりません。

(単位：百万円)

区 分	連結貸借対照表計上額
非上場株式(*1)(*2)	1,884
組合出資金(*3)(*4)	41,508

(\*1) 非上場株式については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日)第5項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

(\*2) 当連結会計年度において、非上場株式については減損処理を行なっておりません。

(\*3) 組合出資金については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日)第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

(\*4) 当連結会計年度において組合出資金について308百万円減損処理を行なっております。

### 3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産または負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

当連結会計年度 (2026年3月31日)

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券 (*1)				
その他有価証券				
国債・地方債等	286,745	109,310	—	396,055
社債	—	107,968	54,379	162,348
株式	142,340	—	—	142,340
その他	29,723	130,926	—	160,649
デリバティブ取引				
金利関連	—	1,254	—	1,254
通貨関連	—	47	—	47
その他	—	—	21	21
資産計	458,809	349,507	54,401	862,718
デリバティブ取引				
金利関連	—	1,254	—	1,254
通貨関連	—	3,260	—	3,260
その他	—	—	21	21
負債計	—	4,515	21	4,537

(\*1) 有価証券には、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日)第24-9項の基準価額を時価とみなす取扱いを適用した投資信託は含まれておりません。第24-9項の取扱いを適用した投資信託の連結貸借対照表計上額は22,587百万円であります。

①第24-9項の取扱いを適用した投資信託の期首残高から期末残高への調整表

(単位：百万円)

期首残高	当期の損益又はその他の包括利益		購入、売却及び償還の純額	投資信託の基準価額を時価とみなすこととした額	投資信託の基準価額を時価とみなさないこととした額	期末残高	当期の損益に計上した額のうち連結貸借対照表日において保有する投資信託の評価損益
	損益に計上	その他の包括利益に計上 (*1)					
21,499	—	588	498	—	—	22,587	—

(\*1) 連結包括利益計算書の「その他の包括利益」の「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

②第24-9項の取扱いを適用した連結決算日における解約又は買戻請求に関する制限の内容ごとの内訳

(単位：百万円)

解約又は買戻請求に関する制限の主な内容	連結貸借対照表計上額
解約申込から解約約定までに数か月を要するもの	22,587

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

当連結会計年度(2026年3月31日)

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券				
満期保有目的の債券				
その他	—	110,658	—	110,658
貸出金	—	—	4,222,744	4,222,744
資産計	—	110,658	4,222,744	4,333,403
預金	—	5,382,175	—	5,382,175
譲渡性預金	—	86,556	—	86,556
借入金	—	350,054	16,934	366,989
社債	—	9,741	—	9,741
負債計	—	5,828,527	16,934	5,845,462

(注1) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

資 産

有価証券

有価証券については、活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル1の時価に分類しております。主に国債や上場株式がこれに含まれます。

公表された相場価格を用いていたとしても市場が活発でない場合にはレベル2の時価に分類しております。また、市場における取引価格が存在しない投資信託について、解約又は買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合には基準価額を時価とし、レベル2の時価に分類しております。

私募債については、見積将来キャッシュ・フローをリスクフリーレートに信用スプレッド等を加算した金利で割り引いて時価を算出しており、レベル3の時価に分類しております。

その他の公表された相場価格のない一部の有価証券については、外部業者(ブローカー等)により入手した相場価格を時価としており、それらに使用されたインプットに基づきレベル2又はレベル3の時価に分類しております。

## 貸出金

貸出金については、見積将来キャッシュ・フローを、リスクフリーレートに信用スプレッド等を加算した金利で割り引いて時価を算出しているほか、貸出の種類によっては新規貸出を行った場合に想定される金利で割り引いて時価を算出する場合やオプション価格計算モデル等により算出した価額を考慮して時価とする場合もあり、レベル3の時価に分類しております。

また、破綻先、実質破綻先、破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、連結決算日における連結貸借対照表上の債権等計上額から個別貸倒引当金を控除した金額に近似していることから、当該価額を時価としており、レベル3の時価に分類しております。

## 負債

### 預金、及び譲渡性預金

要求払預金については、連結決算日の帳簿価額を時価とみなしております。また、定期性預金及び譲渡性預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを新規に当該同種預金を残存期間まで受け入れる際に用いるレートで割り引いて現在価値を算出していることからレベル2の時価に分類しております。

### 借入金

借入金の時価は、主に一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の将来キャッシュ・フローを同様の借入において想定される利率で割り引いて算出しています。

なお、当該時価の算定に重要な観察できないインプットを用いている場合はレベル3の時価、そうでない場合はレベル2の時価に分類しております。

### 社債

当行の発行する社債は市場価格のあるものとしてレベル2の時価に分類しております。

### デリバティブ取引

デリバティブ取引は店頭取引であり、公表された相場価格が存在しないため、取引の種類や満期までの期間に応じて現在価値技法にて時価を算定しております。評価技法で用いている主なインプットは、金利や為替レート等であります。また、観察できないインプットを用いていない又はその影響が重要でない場合はレベル2の時価に分類しており、為替予約取引等が含まれます。重要な観察できないインプットを用いている場合はレベル3の時価に分類しております。

(注2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品のうちレベル3の時価に関する情報

(1) 重要な観察できないインプットに関する定量的情報 (2026年3月31日)

区分	評価技法	重要な観察できないインプット	インプットの範囲	インプットの加重平均
有価証券				
その他有価証券				
私募債	現在価値技法	割引率	0.01%－ 15.11%	0.10%

(2) 期首残高から期末残高への調整表、当期の損益に認識した評価損益 (2026年3月31日)

(単位：百万円)

	期首 残高	当期の損益又はその他の包括利益		購入、 売却、 発行及 び決済 の純額	レベ ル 3 の 時 価 へ の 振 替	レベ ル 3 の 時 価 か ら の 振 替	期末 残高	当期の損益に計上 した額のうち連結 貸借対照表日にお いて保有する金融 資産及び金融負債 の評価損益(*1)
		損益に 計上 (*1)	その他の 包括利益 に 計 上 (*2)					
有価証券 その他有価証券	52,908	1	△620	2,089	－	－	54,379	－
デリバティブ 取引 その他 (* 3)	－	－	－	－	－	－	－	－

(\*1) 連結損益計算書の「その他業務収益」及び「その他業務費用」等に含まれております。

(\*2) 連結包括利益計算書の「その他の包括利益」の「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

(\*3) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務及び利益・損失は純額で表示しており、正味の債務・損失となる項目については、△で示しております。

(3) 時価の評価プロセスの説明

当行はミドル部門において時価の算定に関する方針及び手続を定めており、これに沿って各取引部門が時価を算定しております。算定された時価及びレベルの分類については、独立した評価部門において、時価の算定に用いられた評価技法及びインプットの妥当性並びに時価のレベルの分類の適切性を検証しております。

(4) 重要な観察できないインプットを変化させた場合の時価に対する影響に関する説明

割引率

割引率は、リスクフリーレートなどの市場金利に対する調整率であり、主に信用リスクから生じる金融商品のキャッシュ・フローの不確実性に対し市場参加者が必要とする報酬額であるリスク・プレミアムから構成されます。一般的に、割引率の著しい上昇（低下）は、時価の著しい下落（上昇）を生じさせます。

(有価証券関係)

連結貸借対照表の「有価証券」について記載しております。

1. 売買目的有価証券（2026年3月31日現在）

該当事項はありません。

2. 満期保有目的の債券（2026年3月31日現在）

	種類	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が連結貸借対照表計上額を超えるもの	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	社債	—	—	—
	その他	—	—	—
	小計	—	—	—
時価が連結貸借対照表計上額を超えないもの	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	社債	—	—	—
	その他	120,000	110,658	△9,341
	小計	120,000	110,658	△9,341
合計		120,000	110,658	△9,341

3. その他有価証券（2026年3月31日現在）

	種類	連結貸借対照 表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照 表計上額が取得 原価を超えるもの	株式	142,094	28,734	113,360
	債券	—	—	—
	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	社債	—	—	—
	その他	134,369	126,724	7,644
	小計	276,463	155,458	121,005
連結貸借対照 表計上額が取得 原価を超えないもの	株式	245	293	△48
	債券	558,403	582,430	△24,026
	国債	286,745	300,078	△13,332
	地方債	109,310	113,801	△4,490
	社債	162,348	168,551	△6,203
	その他	48,868	49,697	△829
	小計	607,517	632,422	△24,904
合計	883,981	787,880	96,100	

4. 当連結会計年度中に売却した満期保有目的の債券（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

該当事項はありません。

5. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

種類	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株式	12,461	7,991	0
債券	136,847	28	10,562
国債	50,985	28	5,401
地方債	25,655	—	1,416
社債	60,206	—	3,744
その他	19,033	472	235
合計	168,343	8,492	10,798

6. 保有目的を変更した有価証券

該当事項はありません。

## 7. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（市場価格のない株式等及び組合出資金を除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって連結貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当連結会計年度の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。

当連結会計年度においては減損処理を行っておりません。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、時価が取得原価に比べて30%以上下落したものとしております。

減損処理にあたり、連結会計年度末日における時価の取得原価に対する下落率が50%以上の銘柄について、一律減損処理しております。

下落率が30%以上50%未満の銘柄については、回復可能性を検討し、時価の下落が一時的で、概ね1年以内に取得原価に近い水準まで時価が回復することを合理的な根拠をもって予測できる場合を除き、すべて減損処理しております。

### （金銭の信託関係）

#### 1. 運用目的の金銭の信託（2026年3月31日現在）

該当事項はありません。

#### 2. 満期保有目的の金銭の信託（2026年3月31日現在）

該当事項はありません。

#### 3. その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）（2026年3月31日現在）

該当事項はありません。

(収益認識関係)

当連結会計年度 (自 2025 年 4 月 1 日 至 2026 年 3 月 31 日)

(単位：百万円)

	報告セグメント				その他	合計
	銀行業務	リース業務	カード業務	計		
信託報酬	81	—	—	81	—	81
役務取引等収益						
預金・貸出業務	6,600	—	—	6,600	—	6,600
為替業務	2,666	—	—	2,666	—	2,666
証券関連業務	2,883	—	—	2,883	—	2,883
代理業務	1,350	—	—	1,350	—	1,350
その他	2,226	—	—	2,226	—	2,226
その他の業務収益						
カード関係業務	—	—	2,105	2,105	—	2,105
その他関係業務	—	1,876	—	1,876	3,197	5,074
顧客との契約から生じる経常収益	15,807	1,876	2,105	19,790	3,197	22,988
上記以外の経常収益	80,241	21,059	162	101,463	55	101,518
外部顧客に対する経常収益	96,049	22,935	2,268	121,254	3,253	124,507

(1株当たり情報)

1株当たりの純資産額 6,380円28銭

1株当たりの親会社株主に帰属する当期純利益金額 412円05銭

潜在株式調整後1株当たり親会社株主に帰属する当期純利益金額は、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(注) 当行は、2025年9月30日を基準日、10月1日を効力発生日として、普通株式1株につき3株の割合で株式分割を実施しております。

1株当たりの純資産額、1株当たりの親会社株主に帰属する当期純利益金額につきましては、当該株式分割が当連結会計年度の期首に行われたものと仮定して算定しております。